

# 薬物乱用に関する相談電話

(東海北陸厚生局麻薬取締部)

東海北陸厚生局麻薬取締部では、薬物の乱用に関する問い合わせ(相談)を以下のとおり行っています。

## (再乱用防止支援電話)

- ・ 過去に薬物の乱用の経験があり、今後、薬物の乱用を行わないための支援を求める相談
  - ・ 他の薬物支援機関などからの当部の薬物乱用支援についての問い合わせ 等
- ※ 現に薬物乱用していることが明らかな人は、捜査対象となりますので、この電話ではお受けできません。右記の薬物相談電話におかけください。



再乱用防止支援電話  
052-951-6920(直通)

## (薬物に関する相談電話)

- ・ 左記の「再乱用防止支援電話」でお受けしていない以下のような相談  
(相談事例)
- ※ 薬物の所持、使用、密売に関する相談
  - ※ 家族の薬物乱用についての相談(支援を求める場合は、左記の再乱用防止支援電話でお受けしています。ただし、現に薬物の乱用を行っている場合は、この電話でお受けします。)



薬物相談電話  
052-961-7000(直通)